

障がい当事者による支援グループT-noma(ティノーマ)

会 則

「T-noma(ティノーマ)」会規約

第1条 (名称)

本会の名称をT-noma(ティノーマ)と称す。

第2条 (所在地)

本会の所在地を、苫小牧市有珠の沢町6丁目23番11号に置く。

第3条 (入会資格)

本会は、原則として障がい当事者、および家族、そして支援者が入会可能とする。

第4条 (目的及び事業)

本会は、当事者自らの意思と行動によって、様々な活動と働きかけ(運動)を行い、全般的かつ総合的に福祉の向上を図ること、そして、どんな病気や障害があっても、誰でもが1人の人間として尊重され、普通に暮らしていける「真のノーマライゼーション社会」を構築していくことを目的とし、活動と各種支援事業等を展開する。

第5条 (構成員)

1. この会の構成員は、正会員、支援者会員、賛助会員(後援会員)とする。
2. その会費及び資格は総会が定める。
3. 正会員は、障がい当事者本人しかねない。家族の場合は支援者会員とする。

第6条 (役員)

1 本会運営のために、次の役員を置く。役員は正会員のみがなれることとする。再任を妨げない。但し監事だけは外部にも委託可能とし、正会員、かつ、役員会の表決権等の資格を有する役員では無いものとする。

代表理事 1名

常務理事 若干名

会計 1名

監事 1名

補則：代表理事は会計を兼務できるものとする。

2 各役員の職務は次のとおりとする。

代表理事は、本会を代表して会を総括、運営、執行する総責任者で、適宜会議を招集することができる。

常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事病欠時はこれを代行する。

会計は、本会の会計を掌握する。

監事は、本会の会計を監査する。

第6条（会議）

本会の定例会議は、年1回開かれる総会と、前記の代表理事により適宜招集される役員会とがある。

第7条（定足数）

本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

第8条（運営）

本会の運営は、各会員費、寄付金や募金、及び各種執り行う事業収入により賄われる。

第9条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条（設立年月日）

本会の設立年月日を平成24年5月15日とする。

第11条（変更）

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認、かつ、本会役員総数の3分の2以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は、平成24年9月1日から施行する。